

## 宝塚市立看護専門学校 学校評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市立看護専門学校学則（平成7年規則第18号。以下「学則」という。）第34条第1項に規定する自己評価及び同条第2項に規定する学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めるものとする。

(自己評価委員会の設置)

第2条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として、学校に自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定及び改廃に関すること。
- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること。
- (3) 自己評価報告書の作成に関すること。
- (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること。
- (5) 自己評価結果の公表に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自己評価の実施について必要な事項に関すること。

(委員の構成)

第4条 委員会は、総務部長、行政管理室長、学校長、副課長その他学校長が必要があると認める者により構成する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員会運営)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学校長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員長が招集する。
- 6 委員会は、必要と認める場合に委員以外の者に出席を求めることができる。

(自己評価の実施)

第6条 自己評価を実施する時期は、原則として、毎年度3月とする。

2 自己評価は、学校長の指揮の下、第4条第1号に規定する実施体制に基づく責任及び役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取り組まなければならない。

(自己評価結果の報告)

第7条 学校長は、自己評価結果を宝塚市立看護専門学校運営会議（学則第32条第1項に規定する宝塚市立看護専門学校運営会議をいう。以下「運営会議」という。）に報告しなければならない。

(学校関係者評価)

第8条 学校長は、自己評価結果を学校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、学校の教育活動その他の学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第9条 関係者委員会は、次の掲げる区分から学校長が就任を依頼する委員により構成する。

- (1) 卒業生 1人
- (2) 在校生の保護者 1人
- (3) 実習施設の代表者 1人
- (4) 地域住民 1人
- (5) 高等教育に関する有識者 1人

2 委員を依頼する期間は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第10条 関係者委員会は、学校長が招集し、その運営に当たる。

2 学校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(学校関係者評価の評価結果)

第11条 学校長は、関係者委員会委員（前条第3項の規定により出席を求めた者を含む。）による自己評価結果に対する意見をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の報告)

第12条 学校長は、学校関係者評価結果を委員会及び運営会議に報告しなければならない。

い。

(評価結果の公表)

第13条 学校長は、自己評価及び学校関係者評価（以下「学校評価」という。）の結果を市ホームページ及び広報誌に掲載し、公表しなければならない。

(評価結果の活用)

第14条 教職員は、学校評価の結果を活用し、学校の教育活動その他の学校運営の質の保証及び向上に努めなければならない。

(謝礼)

第15条 関係者委員会委員並びに第5条第6項及び第10条第2項の規定により出席を求めた者については、学校長が定める基準により謝礼を支払う。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、別に学校長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。